

横浜市行政不服審査会答申
(第30号)

平成30年1月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護法第 78 条第 1 項に基づく生活保護費用徴収金決定処分（平成 29 年 5 月 2 日付鶴生支第 103 号）」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

平成 26 年 7 月から平成 27 年 11 月までの間、審査請求人名義の預金口座に合計 1,035,750 円の複数の入金（以下「本件入金」という。）があった。

鶴見福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）は、本件入金の全額が法第 61 条に基づく届出が必要な収入に当たり、当該収入を申告しないまま生活保護を受給したことが法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護」を受けたものであるとして、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づき生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件は、本件入金のうち、知人及び母親に対する債務の弁済に充てられた 954,250 円（以下「債務弁済相当額」という。）を徴収の対象とすべきでないとして、平成 29 年 6 月 14 日、審査請求人が、本件処分の一部取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、知人及び母親から金員を借り入れ、複数人に対して貸付けをしている。本件入金は、当該貸付けに対する返済金であり、本件入金のうち、債務弁済相当額は、知人及び母親に対する返済に充てている。
- (2) 本件処分は、債務弁済相当額を含む本件入金の全額を徴収の対象にしているから、違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人には、本件入金を収入申告しないという、法第 61 条の規定に基づく収入申告の義務（以下「収入申告義務」という。）に反する事実が認められる。
- (2) 保護費の徴収範囲については、「意図的に事実を隠ぺいしたり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限度の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」（「生活保護問答集について」平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）とされている。
- (3) 審査請求人は、(1)のとおり、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護」を受けた事実が認められるから、債務弁済相当額を含む本件入金的全額が徴収の対象となる。
- (4) したがって、本件処分は、何ら違法又は不当となるものではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法第 61 条の該当性について

ア 本件入金が法第 61 条の申告すべき「収入」に当たるか

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と定めるところ、同条が被保護者に対して収入申告義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して、適正な保護の決定及び実施を図るためであると解される。

そして、保護実施機関が職権により被保護者の生計の状況等を調査し、把握するとしても、それだけでは、これを的確に把握することが困難なことなどからすれば、被保護者の届出は、保護実施機関の行う調査を補充し、

これと並行して的確な状況の把握に欠くことができない不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすれば、被保護者が収入を申告するに当たって、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁は、被保護者の収入をありのままに把握することが必要であるといえる。

したがって、法第 61 条の規定に基づき届出の義務を負う「収入」は、現実に増加している金銭等であれば、その種類や原因のいかんは一切問わず（ただし、保護費は除く。）保護実施機関によって、結果として収入認定されないものや控除の対象となるものを含んだ概念であると解すべきである（平成 29 年 6 月 27 日横浜市行政不服審査会答申第 12 号（以下「先例答申」という。）同旨）。

これを本件についてみると、被保護者は、本件入金を弁済に充てたことにより、本件入金の全部又は一部が手元に残存しないとしても、これは全て審査請求人名義の預金口座に振り込まれ、現実に増加している金銭等であるといえるから、審査請求人は、本件入金の全額についての収入申告義務を負うこととなる。

イ 収入申告義務の懈怠が認められるか

審査請求人自身も認めているとおり、審査請求人が処分庁に対して平成 26 年 10 月から平成 28 年 2 月までの間に提出した収入申告書には、平成 26 年 7 月から平成 27 年 11 月までの間に収入があったという事実の記載がなく、債務弁済相当額を含む本件入金の申告がなされていない。そして、処分庁は、審査請求人が債務弁済相当額を含む本件入金を得ていた事実を法第 29 条調査により初めて把握している。

これらの事実によれば、審査請求人は、債務弁済相当額を含む本件入金を収入として申告しなかったのであるから、客観的には、法第 61 条の規定に反していることが認められる。

(2) 本件入金の全額の収入認定について

審査請求人は、「他人に貸した金銭について、貸した金銭と借りた本人の返済金銭について、行政側は、金銭を相殺計算もして頂けず 100%全額が私の収入と決定を下す事が、正しい判断と私は思いません」と主張しているが、要するに、本件入金のうち、債務弁済相当額については、収入認定の対象と

すべきでない」と主張するものと解される。

この点、法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」こと、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定めている。

そうすると、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項のいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものと解される。

そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来弁済に充てられる予定である第三者から入金された金員についても、当該金員によって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するのであるから、保護受給中に被保護者がこのような金員を得た場合、原則として、当該金員の全部を収入認定の対象とするのが相当である。

もっとも、保護の補足性の原則を貫徹し、生活保護世帯に対する金銭給付等の全てを収入として認定することは、生活保護法の目的である自立助長の観点から、あるいは、社会通念上、適当でない場合も生じ得るところであるから、法は、当該金員の一部を収入認定の対象としないことも許容しており、現実に増加した金員のうち、どの部分を収入として認定し、どの部分を収入として認定しないかを、保護実施機関の専門的技術的裁量に委ねているものと解される。

これを本件についてみると、本件入金により取得した金員が知人や母親に対する弁済に充てられたものであったとしても、本件入金により審査請求人が活用可能な資産は増加していることは明らかである。

そして、本件における審査請求人の主張等を吟味しても、法の目的である自立助長の観点や社会通念上、本件入金を知人や母親に対する弁済に充てたことは、収入として認定しない理由とすることはできない。

むしろ、これを収入認定の対象としないということとなれば、この部分を

含め、保護費が支弁され続けることとなる。これは、借入金の債務弁済のために当該保護費が費消されることと同じ帰結をもたらすことからすれば、法が予定していることと解することはできない。

したがって、処分庁の判断は、適法かつ妥当なものであるといえ、債務弁済相当額を含む本件入金的全額が収入認定の対象となる。

(3) 法第 78 条第 1 項の該当性について

法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けた者があるときに、支弁した保護費の全部又は一部を徴収することができる旨を定めている。これは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解するのが相当である。

(1)のとおり、審査請求人は、本来、法第 61 条の規定に基づき、債務弁済相当額を含む本件入金全体を申告すべきであったが、これを申告していないのであるから、収入申告義務に客観的に違反しているといえる。

しかしながら、本件のごとく、客観的にみて収入についての収入申告義務に違反しているとしても、直ちに法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」と認められるものではない。この要件を具備していると認められるのは、被保護者が当該収入に収入申告義務があることを認識していたと認めるに足りる程度の保護実施機関による説明等がなされている場合であると解するのが相当である（先例答申同旨）。

これを本件についてみるに、平成 25 年 7 月 11 日、審査請求人は、「「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」、「不正受給にならないためのハンドブック」により、生活保護法に基づく権利義務等について、担当者より説明を受け、了解しました。」という記載のある「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」という書面に署名なつ印をしていることが証拠から認められる。このことからすると、処分庁は、審査請求人に対して、これらに記載されている内容を説明し、審査請求人においても、これらの内容を理解したと認めるのが相当といえる。

そして、処分庁の説明に用いられた「不正受給にならないためのハンドブック」では、「収入」の例として、「生活保護受給中に行った借入（借金）」が掲げられ、将来的に返済しなければならない債務に相当する金員であっても、

「収入」に該当する旨の記載がある。

一方、本件入金は、審査請求人が知人や母親から金員を借り入れ、これを第三者に貸付け、その返済を受けたものであり、単純な「借入れ（借金）」とは異なる。また、第三者に対する貸付けが「生活保護受給中」であるかどうかについても、明らかではない。このため、本件入金は、処分庁の説明にあった「生活保護受給中に行った借入（借金）」と完全には一致していない。

この点、保護実施機関が収入申告をしなければならないあらゆる事例を網羅的に逐一説明することは、現実的には困難といわざるを得ないし、また、社会通念に照らしても、保護実施機関の説明と当該事例が完全に一致していないからといって、被保護者が自己の収入申告義務を常に認識できないと評することはできない。それゆえ、被保護者が当該収入に係る収入申告義務を認識していたと認めることができる程度に、保護実施機関の説明等がなされていたか否かは、当該収入の性質や被保護者が現実に置かれている状況等の客観的事情を踏まえ、判断すべきものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、そもそも、「生活保護受給中に行った借入（借金）」が「収入」の例に掲げられているのは、借入金は、将来的に返済され手元に残らないことを前提として受領するものであって、借入れを行った者の純資産の総額が増えるわけではないという性質を有するため、社会通念上、被保護者において、「借入れは収入である」という認識に欠けるおそれがあることによる。

本件入金は、通常の「借入れ（借金）」とは異なり、審査請求人が知人や母親から金員を借り入れ、これを第三者に貸し付け、その返済を受けたものである。そして、その後、審査請求人が知人や母親に本件入金の一部を債務弁済したという特殊な事情が認められる。

しかしながら、本件入金に係る収入の性質そのものをみると、本件入金のうち、債務弁済相当額が将来的に返済され手元に残らないことを前提として受領し、借入れを行った者の純資産の総額が増えないという性質を有するという点では、「借入れ（借金）」と何ら変わりはない。

したがって、処分庁は、「借入れ（借金）」の収入申告義務があると説明しているのであるから、審査請求人が債務弁済相当額を含む本件入金もまた申告すべきであると認識するに足りる程度の説明はなされていたというべきで

ある。

また、審査請求人は、借入れと貸付けの出入金を逐一管理しており、債務弁済相当額に係る収入の性質を明確に把握し得る程度の理解力を客観的に具備していることからすれば、審査請求人において、債務弁済相当額を含む本件入金について、「借入れ（借金）」と同一の性質を有し、これを申告しなければならないという認識に欠けるおそれはなかったものというべきである。

したがって、本件入金の全額について、審査請求人は、消極的に本来申告すべき事実を隠匿し、「不実の申請その他不正の手段により保護を受け」といえる。

(4) 結語

以上のとおりであるから、処分庁が債務弁済相当額を含む本件入金の全額を未認定の収入充当額として、本件処分をしたことに違法又は不当な点はない。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、上記5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 7 月 19 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年 8 月 9 日	・ 弁明書の受理
平成29年 8 月 17 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年 9 月 11 日	・ 反論書（副本）送付
平成29年12月14日	・ 審理手続の終結
平成29年12月19日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 29 年12月20日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 1 月 17 日	・ 調査審議